

明治42年5月 日立村大字滑川と日立鉾山の山林煙害補償契約書

償契約書

(滑川大和田家文書 日立市郷土博物館収蔵)

契約書

茨城縣多賀郡日立村大字滑川大和田耕造外百五拾八名ヲ甲トシ、同縣同郡同村日立鉾山鉾業人久原房之助ヲ乙トシ、甲乙間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第壹条 乙ガ日立鉾山経営ノ為メ甲ノ所有ニ係ル日立村

地内ノ山林ニ対シ煙害ヲ及ホスコトヲ豫想シ、其補償

額ヲ左ノ通り相定ム、但松林及雜木林トス

一、実測面積壹町歩ニ付壹ケ年金五円也

第貳条 本契約地ニ如何ナル種類ノ樹木ヲ植付クルモ、

生育セザルトキハ其年ヨリ前条補償額ニ五割ヲ増加ス

ルモノトス

第參条 乙ハ明治四拾貳年ヨリ毎年九月參拾日限り前条

ノ補償金ヲ甲ニ支払フモノトス

第四条 本契約ハ向フ五ケ年間有効トス

但シ、期間満了ノ后、乙ガ尚ホ契約地ニ煙害ヲ及ホス

ニ於テハ、本契約期間満了前双方協議ノ上本契約ヲ更

新スベキモノトス

第五条 甲ガ本契約地ヲ他ニ賣渡シ、又ハ權利ノ創設等

ヲナス場合ハ、本契約ヲ其相手方ニ繼承セシムル義務

アルモノトス

第六条 乙ガ本鉾山ノ事業ヲ休止、縮小又ハ其他ノ事故

ニ依リ本契約地ニ対シ煙害ナキニ至リタルトキハ、乙

ハ第壹条ニ定メタル補償金貳ケ年分ヲ甲ニ支払ヒ、何

時ニテモ本契約ヲ解除シ得ベキモノトス

第七条 本契約ハ甲乙相互ニ好意上協定シタルモノナル

ヲ以テ、爾后本契約ノ実行上ニ就テハ勿論甲乙間ニ生

スル利害關係ニ関シテハ、凡テ善意ニ之ヲ協定スベキ

モノトス

本契約書貳通ヲ作り各自壹通ヲ領置ス

明治四十二年五月二十五日

茨城縣多賀郡日立村大字滑川

甲及甲ノ代理人 大和田耕造

同 遠藤 靖

同 小野崎三郎

同 田尻捨次郎

同 根本悌次郎

同 根本庄太郎

同 遠藤濱次郎

同 加藤市次郎

同 坂本幸之助

同 根本 庄八

茨城縣多賀郡日立村日立鉾山鉾業人

乙 久原房之助

右代理人 竹内 維彦

(改丁)

契約書

多賀郡日立村大字滑川大和田耕造外百五拾八名ヲ甲トシ、日立鉾山鉾業人久原房之助ヲ乙トシ、甲乙間ニ於テ本日締結シタル煙害補償契約地上ノ松及雜立木処分ニ関シ、更ニ左ノ契約ヲ締結ス

第壹条 甲ハ別表ニ記載セル價格ヲ以テ立木ヲ乙ニ賣渡

スカ、又ハ立木枯損ニ対スル補償金トシテ尅反歩ニ付平均四円ヲ乙ヨリ支払ヲ受クルカ、其ノ一ヲ選ムベキモノトス

但、一家内ニ於テハ所有権二人以上アル場合ト雖トモニ様ノ処分ヲ請求スルコトヲ得ズ

第貳条 立木ヲ賣買スル場合ニ於テ、尅段歩ノ面積内ニ存在スル立木数ガ左ノ本数ヨリ不足セルトキハ、別表ノ價格ヨリ比例減額スルヘキモノトス

尅年ヨリ九年マテ 參百本

拾年ヨリ拾九年マテ 貳百本

貳拾年ヨリ參拾年マテ 百五拾本

枯損ニ対スル補償金ハ無立木地又ハ原野ハ之ヲ除外スルモノトス

第參条 代價及補償金ハ実地調査終了ノトキヨリ拾日間内ニ支払フモノトス

第四条 賣買ニ係ル立木ハ乙ガ造材ニ着手スルマデ甲ニ於テ之レガ保管ノ責ニ任スルモノトス

但、盜伐等ニ依リ減少シタル損害額ハ甲乙善意ノ協同性ヲ遂ゲ、之ガ負担ヲ定ムルモノトス

第五条 乙ガ造材、搬出其他ニ必要ノ土地（本契約地ニ限り）ハ無償ニテ之ヲ使用シ得ヘキモノトス

搬出期限ハ契約ノ日ヨリ滿參ヶ年ヲ經過スルコトヲ得ザルモノトス

第六条 風致木及種木ニ対スル補償方法ハ別ニ之ヲ協定スルモノトス

本契約書貳通ヲ作り各自尅通ヲ領置ス

明治四拾貳年五月貳拾五日

茨城県多賀郡日立村大字滑川

甲及甲ノ代理人 大和田耕造

同 遠藤 靖

同 小野崎三郎

同 田尻捨次郎

同 根本悌次郎

同 根本庄太郎

同 遠藤濱次郎

同 加藤市次郎

同 坂本幸之助

同 根本 庄八

茨城県多賀郡日立村日立鉦山鉦業人

乙 久原房之助

右代理人 竹内維彦

(別表)

松立木賣買標準価額調

樹齡	尅反歩賣買價額	樹齡	尅反歩賣買價額
植付初年	一、四一三	一六	九、六八〇
一	一、七六九	一七	一〇、四三六
二	二、四八三	一八	一一、二三三
三	二、八六八	一九	一二、〇七二
四	三、五六三	二〇	一二、九五七
五	三、九八〇	二一	一三、八八九
六	四、四二〇	二二	一四、八七〇
七	四、八八七	二三	一五、九〇四
八	五、三七九	二四	一六、九九二
九	五、八九九	二五	一八、一三七
一〇			

一	六、四四七	二六	一九、三四三
二	七、〇二七	二七	二〇、六一二
三	七、六三八	二八	二一、九四八
四	八、二八三	二九	二三、三五三
五	八、九六三	三〇	二四、八三〇

植付ノ苗木ハ三年生ノモノト見做ス